

## 福山市空家等管理活用支援法人指定方針

### 第1 趣旨

福山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお本方針は、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととします。

### 第2 市が求める業務内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第23条第1項により指定された、空き家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）は、法第24条において次に掲げる業務を行うものとされています。

- 1 空家等の所有者等その他空家等の管理若しくは活用を行おうとする者に対する当該空家等の管理若しくは活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理若しくはその活用を図るために必要な援助
- 2 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理若しくは活用のため必要な事業又は事務
- 3 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- 4 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- 5 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- 6 その他の空家等の管理若しくは活用を図るために必要な事業又は事務

このうち、福山市として求める支援法人の業務は、次の各号のいずれかの業務を含むものとしてします。

- (1) 空家等の所有者等からの相続、売却、賃貸、管理、解体、登記、家財道具の処分などの多岐にわたる相談に対して、弁護士や税理士等の専門家、不動産業者や解体業者等の事業者と連携し、ワンストップで具体的な解決策の提案や解決に向けたフォローアップ、必要な助言等を行う相談対応業務
- (2) 空家等の所有者と空家等の利用・移住希望者とのマッチング業務
- (3) その他空家等の管理又は活用に関して、本市が必要と判断する事業

### 第3 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず事前協議をお願いします。

### 第4 その他

支援法人は、業務の遂行のため必要がある場合において、次の請求を福山市に対して行うことができます。

- 1 空家等の所有者等に関する情報提供の請求（法第26条第2項）
- 2 空家等対策計画の作成又は変更の提案（法第27条第1項）
- 3 法第14条各項の規定による請求の要請（法第28条第1項）